

鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正につ
いて

次のように改める。

令和 3 年 5 月 26 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(鹿沼市コミュニティセンター条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市コミュニティセンター条例（平成 13 年鹿沼市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表鹿沼市北犬飼コミュニティセンターの項中「鹿沼市さつき町 15 番地」を「鹿沼市上石川 1465 番地 4」に改める。

(鹿沼市役所出張所設置条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市役所出張所設置条例（昭和 33 年鹿沼市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鹿沼市役所北犬飼出張所の項中「鹿沼市さつき町 15 番地」を「鹿沼市上石川 1465 番地 4」に改める。

(鹿沼市公民館条例の一部改正)

第 3 条 鹿沼市公民館条例（昭和 40 年鹿沼市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鹿沼市立北犬飼地区公民館の項中「鹿沼市さつき町 15 番地」を「鹿沼市上石川 1465 番地 4」に改める。

別表第 2 その 5 中備考以外の部分を次のように改める。

その 5

鹿沼市立北犬飼地区公民館使用料

区 分	使用料（1 時間につき）
会議室 1	200 円

会議室 2	4 5 0 円
和室	2 0 0 円
学習室	2 0 0 円
調理室	3 5 0 円
多目的室	5 0 0 円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。